

福岡県生活困窮者就労準備支援事業等に係る業務委託提案公募実施要領

福岡県では、標記事業の受託候補者を選定するための企画提案公募について、以下のとおり実施します。

なお、本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

1 委託事業の概要

本業務委託は、以下の4事業を一括して委託するものです。

(1) 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者向けの就労準備支援事業を行うもの。

(2) 生活困窮者アウトリーチ支援事業

生活困窮者向けのアウトリーチ支援（ひきこもり状態にある方等に対する支援を行う上で生活困窮者就労準備支援事業に繋がるものを原則とする）を行うもの。

(3) 被保護者就労準備支援事業

被保護者（生活保護受給者）向けの就労準備支援事業を行うもの。

(4) 生活困窮者就労支援企業開拓事業

就労準備支援事業等における就労体験や就労訓練等の受け入れ先の開拓を行うもの。

2 事業の内容等

(1) 生活困窮者就労準備支援事業

- ・ 様々な事情により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成をはじめとする支援を行うもの。

詳細は、別添「福岡県生活困窮者就労準備支援事業実施要綱」及び委託仕様書のとおり。

- ・ 本事業は、福岡県が生活困窮者自立支援事務を所管する郡部（町村部）と県内各市との共同実施を前提として行うものとし、共同実施の詳細は下記3（県内各市との共同実施について）のとおり。

(2) 生活困窮者アウトリーチ支援事業

- ・ ひきこもり状態にある方等、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、就労準備支援事業への早期のつなぎや、その後の継続的な支援を行うため、アウトリーチ（訪問支援）等を行うもの。

詳細は、別添委託仕様書のとおり。

- ・ 本事業は、福岡県が生活困窮者自立支援事務を所管する郡部（町村部）と県内各市との共同実施を前提として行うものとし、共同実施の

詳細は下記3（県内各市との共同実施について）のとおり。

（3）被保護者就労準備支援事業

- ・ 様々な課題を抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成をはじめとする支援を行うもの。

詳細は、別添「福岡県被保護者就労準備支援事業実施要綱」及び委託仕様書のとおり。

- ・ 本事業は、福岡県が生活保護事務を所管する郡部（町村部）を対象とする。

（4）生活困窮者就労支援企業開拓事業

- ・ 自立相談支援事業の就労支援や就労準備支援事業等で活用できるよう、就労体験や就労訓練等を受け入れる企業・事業所の開拓を行うもの。

詳細は、別添委託仕様書のとおり。

- ・ 本事業は、政令市及び中核市を含む県内全域を対象とする。

3 県内各市との共同実施について

上記2（事業の内容等）のとおり、（1）及び（2）の事業については、県内各市との共同実施を前提として行うものとします。

共同実施は、共同実施に参加する自治体が、今回の企画提案公募により選定された受託事業者と個別に契約する方法で行います。

令和8年度当初からは、県、柳川市、八女市、小郡市、筑紫野市、春日市、古賀市、宮若市、朝倉市、みやま市の1県9市が共同実施に参加することを予定しており、自治体ごとの契約内容は県が示す仕様書等に準じて実施することとします（仕様書に示す成功報酬については県事業のみ）。なお、県以外の自治体の契約の予算規模等は、県の予算規模等を各自治体の人口を踏まえた算式により算出した額等を目安とします（算式とその考え方は別紙のとおり）。

共同実施に参加する自治体と契約する場合は、下記6（応募資格）の他、各自治体が定める財務規則等（下記6に記載）を遵守する必要があります。

共同実施に参加する自治体は、本公募以降も順次増加する見込みであり、本公募以降に共同実施に参加する自治体と受託事業者の契約にあたっては、別紙に準じて取り扱うこととしますので留意してください。受託事業者の決定後、県と事業者との間で本項に係る覚書（覚書は別紙のとおり）の締結を行います。なお、県及び共同実施に参加する自治体ともに、契約の予算規模等については、支援対象者の実績を踏まえ、令和9年度以降見直すことがあるので、併せて留意してください。

4 委託期間

契約締結日（令和8年4月1日を予定）から令和9年3月31日まで

5 予算規模（福岡県）

72,466,339円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（内訳）

ア 生活困窮者就労準備支援事業：21,202,359円

イ 生活困窮者アウトリーチ支援事業：9,992,529円

ウ 被保護者就労準備支援事業：34,280,230円

エ 生活困窮者就労支援企業開拓事業：6,991,221円

※ただし、アは基礎経費（9,226,180円）、実績経費（9,226,179円）及び成功報酬（2,750,000円）に分ける。

※ア及びイの事業に関する県以外の自治体の契約の予算規模は、県の予算規模を各自治体の人口を踏まえた算式により算出した額を目安とする（算式とその考え方は別紙のとおり）。

6 応募資格

【福岡県】

社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、株式会社その他の福岡県が適当と認める民間団体であって、以下の基準をいずれも満たす団体。

- （1）定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- （2）予算、決算、事業報告等を的確に行っていること。
- （3）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- （4）特定の公務者（その候補者等を含む）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的としていないこと。
- （5）役員に、拘禁刑（刑法第12条及び第13条の改正前には禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から2年を経過しない者がいないこと。
- （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に反しないこと。
- （7）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （8）税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上受託機関となることが相応しくないことと福岡県福祉労働部保護・援護課長が判断する者でないこと。
- （9）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(10) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(11) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。

【柳川市】

福岡県に準じる。

【八女市】

福岡県に準じる。

【小郡市】

福岡県に準じる。

【筑紫野市】

福岡県に準じる。

【春日市】

福岡県に準じる。

【古賀市】

福岡県に準じる。

【宮若市】

福岡県に準じる。

【朝倉市】

福岡県に準じる。

【みやま市】

福岡県に準じる。

7 仕様書・説明会参加申込書、質問書の配布

(1) 福岡県ホームページでダウンロードをお願いします。

(2) 質問書の提出

質問がある場合は、令和8年3月4日(水)15時までに、質問書を電子メールにて下記アドレスまで送信してください。企画提案公募説明会の際にまとめて回答いたします。

(送信先アドレス engo@pref.fukuoka.lg.jp)

8 企画提案公募説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年3月6日(金) 11時から1時間程度

(2) 場所

福岡県庁行政棟地下1階 福祉労働部会議室(福岡市博多区東公園7-7)

(3) 説明会参加申込方法

令和8年3月4日(水)15時までに、説明会参加申込書を電子メールにて下記アドレスまで送信してください。

参加者は、1団体2名までとします。

(送信先アドレス engo@pref.fukuoka.lg.jp)

9 企画提案公募申込の手続き

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
(※様式(例)に記載する項目、内容を基に作成してください。)
- ④ 団体の概要(様式4)
- ⑤ 団体の定款・寄附行為等の写し
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和6年度事業実績書
- ⑧ 令和6年度収支決算書
- ⑨ 令和6年度貸借対照表
- ⑩ 令和6年度損益計算書
- ⑪ 令和7年度事業計画書
- ⑫ 令和7年度収支予算書
- ⑬ 法人にあつては、最新の法人登記簿及び印鑑証明書の写し

(2) 提出部数

①から⑫については各7部(A4版、縦綴・片面印刷で、6部を左2か所ホッチキス留め製本、1部を左上1か所ダブルクリップ留め)、⑬については1部で可。

(3) 提出先

下記13(問合わせ先)のとおり

(4) 提出期限及び提出方法

令和8年3月16日(月)17時まで

※ 郵送及び電子データでの提出は受け付けません。必ず提出資料をご持参願います。

※ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があつても受け付けません。

10 受託候補者の選定

(1) 選定の方法

提出期限到来後、企画提案書のプレゼンテーションを実施します(3月23日(月)実施予定。正式な日時・場所は提出期限到来後にお知らせします)。

プレゼンテーションで企画提案内容の説明を受けた上で、審査委員会において企画提案の内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った団体を受託候補者として選定します。

審査にあたっては、別添の企画提案選定に係る審査基準に基づいて各委員が評価点を付け、各委員の評価点の合計が最も高い団体を受託候補者として選定します。

ただし、最高得点であっても、審査項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、受託候補者として決定しない場合があります。

なお、最高得点が満点の半分に満たない場合には、「受託候補者なし」とする場合があります。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、申込団体に対して文書で通知します。

1 1 受託候補者選定後の手続き等

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった者と、事業実施の細目について協議を行います。

この場合、必要に応じて受託候補者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることができるものとします。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった申込団体を受託候補者として、協議を行うことがあります。

(2) 委託契約の締結

協議終了後、委託契約を締結します。(契約締結予定日：令和8年4月1日)

1 2 その他留意事項

(1) 企画提案書等の著作権は申込団体に帰属しますが、福岡県は、公表等必要な場合は、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとします。

(2) 申請は、1団体につき1件とします。

(3) 次に該当する場合は失格とします。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

② 提出された書類に虚偽または不正があった場合

(4) 提出期限経過後の書類の差し替えは認めません。

(5) 提出された書類は返却しません。

(6) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成する場合があります。

(7) 応募等に要する費用は、申込団体の負担とします。

(8) 応募受付後に申込を辞退する場合は、書面にて辞退届を提出してください。
(様式任意)

13 問合せ先・企画公募申請書類の提出先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県福祉労働部保護・援護課 芳司、薬師寺

TEL (092) 643-3294

FAX (092) 643-3306

【問合せ、企画提案公募申込書類の受付時間】

平日（閉庁日を除く）の9時から17時15分まで

なお、企画提案公募申込書類の受付時間について、提出締切日である3月16日（月）は17時までの受付とします。